

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 2019年7月30日

東京都作業部会確認年月日 2019年8月7日

(契約変更に伴う再確認 2020年12月16日)

事業名 トランスポートデポ、ハブの整備輸送デポ工事等費用（建築・設備）

案件名 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会輸送デポ管理施設等整備工事（若洲輸送デポ）

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<p>・本工事は輸送デポにおける管理施設等の整備工事の経費負担であることから、平成29年5月31日の大枠の合意の考え方に基づくものであることが確認できた。</p> <p>(契約変更に伴う再確認 2020年12月15日)</p> <p>・なお、延期に伴う追加経費の取扱は、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>・大枠合意において、組織委員会が輸送及びオペレーション等必要な経費を負担し、業務全般を担うこととなっている。</p> <p>・管理施設等は、実施設計を完了し、引続き工事を行うものであり、継続性が必要である。</p> <p>・また、組織委員会はIOCやIF等と協議して整備計画をまとめているため、確実かつ速やかに整備を行うために一括して執行することが効率的、効果的である。</p>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能など）、効率性（適正な規模、単価など）、納得性（類似の必要性）	<p>・開催都市契約大会運営要件で求められている輸送デポの管理施設等の整備工事であり、不可欠な事業である。</p> <p>・若洲デポはTMバス480台（メディア関係者用）を収容でき、大会運営に必要不可欠な事業である。</p> <p>(契約変更に伴う再確認 2020年12月15日)</p> <p>・大会延期に伴うリース料の期間延伸であり、輸送デポの機能を確保する上で必要であることを確認した。</p>	

ものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・積算にあたっては、原則として東京都の積算基準等により、建設資材定期刊行物及び見積もりによる単価に基づき積算されていることを確認した。 ・また、見積もりによる単価については複数者の見積もりを微収し、比較検討の上、適切な単価を採用していることが確認できた。 ・調達する資機材等については、要求水準において「持続可能性に配慮した調達コードを遵守することとともに、可能な限りリースまたはレンタル品を使用していることを確認した。 ・買取りとなる製品は、大会後の後利用について今後協議をしていくことを確認した。引き続き、こうした取組をはじめ、3Rを推進していただきたい。 <p>(契約変更に伴う再確認 2020年12月15日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料の期間延伸と仮設資材の撤去・再設置を比較した場合、リース期間延伸の方が安価となることを確認した。 	
納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・積算にあたっては、原則として東京都の積算基準等により、建設資材定期刊行物及び見積もりによる単価に基づき積算されていることを確認した。 ・また、見積もりによる単価については複数者の見積もりを微収し、比較検討の上、適切な単価を採用していることが確認できた。 ・上記のほか、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、内訳書、仕様書等により確認し、納得性があると判断した。 <p>(契約変更に伴う再確認 2020年12月15日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料の期間延伸と仮設資材の撤去・再設置を比較し安価になるよう検討するなど、コスト縮減が図られている。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意において、公費負担とされた輸送デポの管理施設等の工事費であり、公費負担の対象として適切であると確認した。 ・現状の実施設計での設計内容に基づく本案件については、妥当と判断した。併せて、発注総額がV3予算内に収まっていることを確認した。 <p>(契約変更に伴う再確認 2020年12月15日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図っている。 ・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。